

教育委員会議事録

平成30年1月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(平成30年1月定例会)

- 1 日 付 平成30年1月19日(金)
- 2 場 所 海老名市役所703会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 海野 恵子
教育委員 松樹 俊弘 教育委員 平井 照江
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子 教育部次長 金指 太一郎
参事兼教育支援課長兼指導主事 小宮 洋子 教育総務課長 吉川 浩
就学支援課長兼指導主事 奥泉 憲 学び支援課長 小林 誠
教育支援担当課長兼指導主事 麻生 仁 教育総務課主幹 仲戸川 元和
学び支援課主幹兼学び支援係長主事 西海 幸弘
- 5 書 記 教育総務課主査 志村 政憲 教育総務課主事 神福 壽子
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
日程第1 議案第1号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
日程第2 議案第2号 海老名市部活動方針の決定について
日程第3 議案第3号 海老名市立図書館指定管理者制度の継続について
- 8 閉会時刻 午後3時40分

○伊藤教育長 本日の出席委員は私を含めて4名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。酒井委員が欠席ということでございます。これより教育委員会1月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させていただきます。

今回の署名委員は、松樹委員、海野委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

今少し遅れたのは、22日に大雪に関する情報が入りまして、22日の昼ぐらいから、ひょっとすると海老名でも降雪があるのではないかとということでございます。上空500メートルの零度が海老名の上あたりを通るので、雨になるか雪になるか境目になっている、現在ではそういう状況だということでございます。そういうことで、22日(月曜日)になるのですけれども、朝から雪が降っているような状況の場合は、給食を食べて、学校の日程で言うと、小学校1年生も5時間ある日だと思うのですよ。高学年も5時間で終わる日ですので、大体午後2時半ぐらいに、できれば、ばらばらでも一斉下校したいなと思っております。ただ、雨になる可能性もあります。そういう場合は通常どおりになると思います。

それから、その雪が夜まで降り続いて、23日の朝、凍る可能性もあるので、教育委員会降雪の除雪の中の特に坂の部分、松樹委員の家の前もそうですし、かいな坂もそうですし、あと大谷小学校の上に上がる坂、何点かありますので、天気良ければ通常どおりに登校はさせますけれども、その点を朝早くから教育委員会として除雪、または子どもたちの登校の見守りを行いたいと思っております。各学校には、今、ファックスで情報を流して、23日の朝は職員に早く来ていただいて、子どもたちが安全に学校に入れるような対応をしていただきたいということで話をしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**でございます。

1点目、主な事業報告でございます。

12月22日(金)に、前回、12月定例会がございました。その日は第二学期の終業式がありました。社会教育委員会議が開かれたところでございます。

23日（土）に、心のバリアフリー2017ということで、文化会館で催し物がありました。

25日（月）は、安全監視員研修会。年1回は安全監視員に集まっていたいただいて研修会を行いました。

26日（火）は、転任希望者面接ということで、今回、海老名市から他市に行くという希望の方は一人もいなくて、海老名市のほうに来たいという方は12名ほどいたということでございます。その希望者面接をしました。

28日（木）は、仕事納め式はないのですけれども、仕事納めの日でした。部次長と教育委員会のさまざまな施設を巡視したところでございます。

年が明けて平成30年の1月4日は、仕事始め式。臨時最高経営会議がありまして、皆さんにも来ていただいて、教育委員会の学校の校長との賀詞交歓会を行ったところでございます。

5日（金）は、市長の年頭記者会見がありました。

7日（日）は、成人式リハーサルで、8日（月）に成人式が無事行われたところでございます。天候も本当にタイミング良く、成人の方々が風船を飛ばした後に雨が降ってくるということで、非常に素晴らしいタイミングだったと思います。成人式そのものは皆さんも参加していただいたのですけれども、何名か、それを楽しんでいる子どもたちがいましたが、ほとんどがしっかりした成人式を迎えられたし、成人の代表者の挨拶も非常に好評だったということでございます。

9日（火）に、第三学期の始業式がありました。あいさつ運動は中新田小学校ですが、これは新聞にも載ったのですけれども、この日は海老名警察で小学校13校に警察署員さんが立って迎えていただいたということで、これまでで初めてなので、米川署長さんには、例えば新学期の始まりとか、そういうときには、ぜひそういうふうに来てくださいということでお話ししたところでございます。中新田小学校の前ですので、あそこは結構車が通るのですけれども、白バイとかパトカーがいるものですから皆さん非常に徐行していただいて、毎日そうやって見てくれるとありがたいかなと、少し思ったぐらいでございます。そういうあいさつ運動の日でございました。

10日（水）は、週部会と1月の校長会議がございました。

11日（木）は、4市の教科書担当者会議が海老名で行われました。来年度、皆さんにも審議していただきますけれども、中学校の道徳の採択ということで、この時期から4市の指導主事、担当者が集まって準備を始めたところでございます。臨時最高経営会議があり

ました。議員さんとの賀詞交歓会が行われたところでございます。

めくっていただいて、12日（金）は、総合教育会議部内打合せ。今回は海老名小学校の子どもたちが来て、また子どもたちのいろんな考えとか思いを伝えてくれます。それから、東柏ヶ谷小学校の調理員さんとの面談をいたしました。ここで業務委託になるということで、調理員さんとお話し合いをしたところでございます。調理員さんのほうはここで終了して、次に市の食堂で、市の職員でございますので、それについては了解を得ているところでございます。それから、教育委員会歓送迎会・賀詞交歓会は皆さんにも来ていただきました。

13日（土）は、単P会長会がございました。

14日（日）は、出初式でございます。

15日（月）は、英語朝会は杉本小学校。それから、部内予算の内示がありましたので、その報告がありました。文団連の新年会があったところでございます。すみません、ここに教育課題研究会が抜けていました。海野委員さんと私で行った文団連の新年会の後、教育課題研究会がありました。

16日（火）は、平原先生が、言葉は悪いですがけれども、我々の用語では死亡叙勲ということで、叙位叙勲伝達式を行ったところでございます。総合教育会議の市長と打合せをしました。この日、有馬中学校の学校運営協議会が第1回ということで、私のほうから各委員さんに任命書を渡したところでございます。

17日（水）は、週部会があつて、初任者の授業参観は大谷中学校に行きました。群馬県太田市の交流演奏会の打合せをしたところでございます。これは委員の皆さんにはお話ししたでしょうか。今度、夏に群馬県太田市と交流演奏会ということで、打合せの状態ですので、もう少し固まったらお話をさせていただきます。群馬県太田市に音楽のそういう団体があつて、そこで毎年、各市を回って交流演奏会を開いているらしいんですね。海老名市でもどうですかということで、来年の夏に開催する予定でございます。その打合せを始めたところでございます。海老名警察署の武道始式、現職教育運営協議会がありました。海老名警察署員を励ます会もありました。

18日（木）は、1月の教頭会議でございますけれども、私はこの日、1日欠席させていただいたところでございます。

19日（金）は、本日ですが、教育委員会1月定例会。午前中に用務員の皆さんと会議がありました。新年ですので、ご挨拶申し上げた次第です。初任者授業参観（杉久保小学

校)は行けませんでした。本日は、皆さんにも来ていただきますけれども、合同懇の賀詞交歓会があります。医師会の新年会があるところでございます。

主な事業報告については以上でございます。ご質問、ご意見等がありましたらお出しください。

○平井委員 あいさつ運動が各学校で行われているというのはとてもよいことだと思います。実は、中新田小学校にパトカーと白バイが来ていたということで私のほうに電話が入って、始業式の日、校門前にとまっているのですけれども、一体何があったのでしょうか、子どもたちが登校して行って入り口でという電話が入って、私も全然知らなかったのです。「救急車等が鳴っていませんので、多分大丈夫だと思います」という返事をしたのです。その方は仕事に行く途中で見えて、職場に着いて慌てて私のところに電話をくださって、私もそれで気がついたんですね。そういうことであつたので、新聞を見て私も安心したのですけれども、事前にそういう計画があればお知らせいただいと私もご返事ができるので、ありがたいなと思います。

○伊藤教育長 学校の保護者のほうには事前に保護者メールで、明日そういうふうになりますのでという話は流していただいた。すみませんでした。

○海野委員 影のお力で、安全監視員さんとか用務員さんの会議が2回ほどありましたけれども、悩み事みたいなことや内容的に何か気がついたことがありましたら。

○伊藤教育長 悩み事等はないですけれども、安全監視員さんの研修会は、前は安全監視員として不審者が入った場合の対応とか何かの研修、その確認は今でも行っているところでございますけれども、今回は、安全監視員さんの仕事を私はもう1回見直したいと思っ

ているところがありまして、昼間の状況はどうだということで、そうすると、やはり各学校でかなり差があるみたいなのですね。昼間、安全監視員なのだけど、全然違う学校の用務をしてくださる方とか、朝、立哨をやってくださる方もいろいろありますので、ここは担当のほうでもう1回見直して、これだけの職務、朝来たらこれをやって、昼は何をやるということをしちゃんと確認してやっていきたいと思っております。

用務員さんのほうは、問題点は別にございませんでした。

○海野委員 安全監視員さんは、子どもたちが下校したら、その場ですぐ終わりなのか。

○伊藤教育長 今、担当がいないので。すぐに帰るわけではないです。一応学校の時間なので。高学年が帰る時間までいると、大体午後4時か、それぐらいまでいてくださること

になります。

○海野委員 たまたまうちの孫が忘れ物をしたので、学校に取りに行ったんですよね。帰ってすぐだったので、まだ大丈夫よねと。そうしたら、ちょうどお帰りになったので、ああ、結構早く帰られるんだなど。

○伊藤教育長 それはたぶん早い時間で、短縮か何かのときとか、全部早く帰ったときはそうですけれども、5・6年生がいるような時間の場合は、5・6年生がいるまできちんとします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、本日は、2つ目でございますけれども、新しい年になったので、私としては、普段先生方にお渡ししているものを今まで一度も見せたことがないので、それをここに資料として別添で出しました。自分でこの職についてさまざまなことをやってきたわけですけれども、そのベースとして、先生方とどうつながっているかというのは、私はいつもすごく心配というか、考えているところで、そういう意味で、皆さんに言っていただいて始めた毎年の朝会もそうですけれども、平成26年4月から毎月1回、私は先生たちにお便りを出しています。タイトルは「いがすたいがすた」というのですけれども、田舎の言葉で、宮城県ではよかったね、よかったねということなのです。いろいろあったけれども、よかったねと最後は終われるようにということでやっています。平成26年、27年、28年、29年ですから、これまで何十枚にもなるのですけれども、4月の最初のものとかをここに出してみましたので、皆さん、時間があるときに読んでいただいて、こんな感じでやっていますということです。

実を言うと、うちの教育部の職員はもっとすごくて、私は100タイトルを過ぎると題名を変えるんですよ。この100号のタイトルを変えて5回目なんです。5タイトル目ですから、既に400通は皆さんにメールを送っていて、本日の朝、5タイトル目の42号を出したところなのです。そういう意味でいっても、私はいつまでたっても仕事の手法が学級経営をしているころと全然変わらなくて、自分の周りの人たちがクラスみたいに思えてきて、そのクラスの子どもたちといつもつながっていたいというか、そういう意味で、問題は、まだ一方通行で、時々職員は、メールでやるので、メールで返事をくれる人もいますのですけれども、そういう形で進めているところでございます。それでも、自分で時々、施策をいろいろ展開する中で、こんな思いがある、ベースはこうなんだということが職員と

か教職員に伝わるようにということで、平井委員さんなどから見ると学級だよりみたいなものですが、それをずっと続けているというか、そういうふうに進めています。今後もこのことは続けて仕事を進めていきたいということで、これは毎月出ますので、定例教育委員会のとき、これからはきちんとつけて皆さんに目を通していただきたいと思います。どうしようかなと、ずっと考えていて、これはよい機会だから、このような形で出しているのだよというのを、ここで皆さんに見ていただきたいと思いました。

大体は教員として子どもたちと関わる基本みたいなものとか、思いみたいなものを伝えてあります。そういう中で、少しでも先生たちが一人一人を大切に、また、一人一人に思いをかけて子どもたちを育ててほしいです、私はこう思いますというのを伝えているような中身でございますので、今後も皆さんにこれを提供していきたいと思っているところでございます。

これについては以上でございます。

○平井委員 いつも私は言うのですが、自分がずっと過ごしてきて、教育委員会というか、その場との距離が少しありましたよね。時代の流れでしょうけれども、そういう部分をずっとたどってきているので、こういうふうに教育長が出していただけるというのはすごくよいと思います。これから、今もそうですけれども、学校だけ、教育委員会だけではなくて、ともに手を携えていろんなことをしていかなければいけない中で、教育長の思いが教職員に伝わるというのはとてもよいことだと思うのです。一人一人にということなかなかできないので、こういう形で出していただいて、教育長の思いを先生方が理解して下さるという試みでやっていただけるのはとてもよいことだと思いますので、大変かと思いますが、ぜひ続けていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○伊藤教育長 ほとんど楽しんでいる。

それでは、教育長報告は以上とさせていただきます。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

初めに、日程第1、議案第1号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、議案第1号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に

関する規則の一部改正についてでございます。

資料の1ページです。これは、別紙のとおり、平成30年4月1日施行予定の機構改革に伴う所要の措置として、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則につきましても一部改正をしたいため、議決を求めるものでございます。

具体的には2ページになります。12月の最高経営会議におきまして平成30年度機構改革案が承認されました。よってこの規則を改正するものでございます。この内容でございますけれども、3番になります。就学支援課保健給食係の名称を就学支援課健康給食係に改めたいものでございます。

新旧対照表につきましては3ページに記載されております。第3条第2項の表の中、右側の現行に就学支援課保健給食係とあるものが、左側、就学支援課就学支援係と健康給食係というものです。同時に、一番下になります別表第1（第4条関係）の係名も、保健給食係から健康給食係と改めたいものでございます。

少し説明をさせていただきますと、来年度からの機構改革にあわせて、2月19日から教育委員会事務局が全部保健相談センターに移転します。移転した後、その建物は、保健福祉部の組織改正ともあわせて、えびなこどもセンターという名称になります。えびなこどもセンターの役割は、家庭における教育力の向上、地域における子育て支援の充実、えびなっ子の幸せのため、子どもたちのライフステージに対応した幼児期から義務教育、そして青少年期、一部期間が重なりますけれども、一貫した子育て支援を総合的に行うという役割を担うものでございます。その具体的な支援策の1つとして、大きな柱として切れ目のない健康管理体制を確立したいという考えがあります。その方向でやっていきたいということで、それをきちんと組織の名称でも皆さんにお伝えできるような形で、「健康」というキーワードを入れさせていただいたところでございます。そういった趣旨でこの改編を行いたいものでございます。

改正する規則につきましては、4ページに記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 今、説明がありました。それに対するご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○松樹委員 今の部長の説明でよくわかりました。やはりこのほうが名称がわかりやすいのかなという気がしております。事務的な手続の問題とか準備の問題だと思うのですが、

これは4月1日施行と書いてあるのですが、2月に移転をして向こうのほうで活動を始めるという形で、例えば2月からとかというのはだめなのですか。

○**教育部長** まず上の条例で部等の設置規則というところが変わりますので、それに揃えた施行期日を定めております。もちろん、事前に周知することは可能ですが、正式名称として使うのは4月1日以降になります。

○**松樹委員** 向こうに移転して、子育て支援センターという形の中でやって、1カ月ぐらいで係の名称が変わるという形ですので、仮で使っておくとか、一斉に市の内部の機構改革なのだと思うのですが、その辺は混乱のないようにだけしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○**伊藤教育長** 松樹委員が言うように、仮で進んでいても、またいろんな立札とか名札とかをすっと変えるのもね。

○**松樹委員** これ自体は条例にかかるわけではないと思うのですね。一斉のものがかかるのだと思うのですが、例えば括弧書きしておくとか、わかりやすいようなのがよいかなどという気がしますので。

○**教育部長** おっしゃるように混乱のないようにやってまいります。ありがとうございます。

○**松樹委員** お願いします。

○**伊藤教育長** 保健給食という名前は何でかということ、学校はこれを学校保健という領域で扱うのですよ。健康となると全体。でも、今度そこを扱うということで、我々の保健給食係というのは、学校保健という国からの縦の名前が実際あって、今でも学校保健会はありますが、それは学校だけのところになるので、名称を変えることによって、それを幅広く捉えられるかなという部長の説明のとおりでございます。

では、議案第1号を採決いたしますけれども、この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第1号を原案のとおり可決いたします。

○**伊藤教育長** 続きまして、日程第2、議案第2号、海老名市部活動方針の決定について

の審議を行います。

説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、資料の5ページでございます。議案第2号、海老名市部活動方針の決定についてでございます。

本案は、別紙のとおり、部活動方針について決定を願いたいため、議決を求めるものでございます。

この方針（案）をまとめるために、まず海老名市部活動検討委員会を立ち上げまして、ここまで6回ほど協議・検討を重ねてまいりました。その結果、今年の1月19日付で報告書ということでまとまっております。これをもとに部活動方針（案）を定めたいものですが、まず初めに、「海老名市部活動の今後の在り方について」という報告書を6ページから23ページにわたりましてまとめさせていただいておりますので、内容について担当から説明をさせていただきます。

○**伊藤教育長** それでは、「海老名市部活動の今後の在り方について」報告書ということで、部活動検討委員会の報告をお願いします。

○**教育支援課長** それでは、資料の8ページをごらんください。「はじめに」ということで、ここに検討委員会発足のいきさつ等が述べられております。概要をお話しいたしますと、中学校の部活動については、教育課程外ということにはなっておりますけれども、学習指導要領等でも学校教育活動の一環として行われているということで、海老名市の中学校においても多くの生徒が参加して多様な活動が行われているところです。その教育的な価値は大変に意義深いもので、学校生活の楽しさや充実につながるものとなっております。しかし、体罰などの行き過ぎた指導による生徒の心と体に与える弊害や、教員の時間的・精神的負担の増大などが課題となっており、その解決が急務となっている状況が全国的にございます。

そこで、今年度、海老名市教育委員会としては、望ましい部活動のあり方を検討するために、海老名市部活動検討委員会を設置し検討・協議を進めてきたところでございます。

それでは、検討委員会で協議を進めてきた内容及び提言についてご説明いたします。9ページをおあげください。検討委員会の目的は、「海老名市立中学校におけるよりよい部活動の在り方について検討協議し、海老名市の方針を定めるための報告書を作成する」というものでございます。

検討委員の構成は、ここに書いてある14名でございます。教職員が5名、外部委員が6

名、教育部より職員が3名という構成になっております。

検討の経過ですけれども、5月25日に第1回を行いまして、その後、月に1回のペースで、これまで6回会議を行ってまいりました。この後、来週の金曜日に第7回目、最終回が予定されております。

あわせて、11ページでございますが、この部活動検討委員会の報告書を作成するにあたっては、検討委員会の会議以外の場においても、次のように説明と協議を行ってまいりました。校長会との協議を2回、保護者代表、これは単P会長会との協議を2回、部活動顧問代表との協議を2回行います。9月に1回行い、2月に2回目を行う予定です。さらに、顧問代表というのは、各種目ごとの顧問代表が決まっております、その方たちが集まって協議をしたのですが、それを持ち帰って、それぞれの種目ごとに顧問全員で話し合っていて、その結果を持ち寄るといこともしております。

続きまして、12ページ、2番といたしまして「海老名市部活動の現状と課題」ということでまとめました。部活動の現状でございます。点線の四角の中です。今年度の部活動の総数は106部活、入部している生徒数、これは6月の頭の状況ですが、2,954人、全生徒に対する割合は84%でございます。これは毎年見ていっても、84%から86%の間で推移している状況でございます。今年度顧問をしている教員数ですが、164名、これは全教員数に対する割合で言うと71%となっておりますが、ただ、残りの29%の教職員は、校長先生も含めて、引率顧問という言い方をしているのですが、そのような形で部活動に関わっているケースが多いです。引率顧問と言いますのは、何らかの理由で学校に部活動を設置していない種目でも、中体連に種目がある場合には、例えば柔道であるとか、または卓球、そういう学校に部活がない種目でも、大会には学校名で出られるというシステムを6校共通でとっておりますので、そういう場合に、平日、学校で練習をするわけではないけれども、大会に顧問としてついていくということを顧問になっていない先生方がやるという形をとっております。続いて、外部指導者の総数ですが、12月現在、今の状況で56名です。全部活動のうち、外部指導者がついている部活動の割合は45%となっております。

昨年度、今年度、2年間を通して、部活動の実態を把握するために、3つの紙面調査、アンケートを行いました。1つ目は生徒に対する調査です。全中学校の各学年1クラス抽出です。それから顧問に対する調査、これは顧問以外の教職員にも自由記述欄等は書いていただいたものですが、全教諭を対象にして行いました。それから、今年度ですが、保護者に対する調査、全中学校の各学年1クラス抽出という形で行いました。保護者へのアン

ケート等をいろいろ行うのですけれども、回収率が81%だったということで、部活動についての関心の高さがうかがえるものでした。

13ページをおあけください。これら3つの調査の結果をまとめたものでございます。主な部分でございます。1週間の活動日数です。生徒のアンケート、顧問のアンケート、保護者のアンケート、同じ質問をしているのですが、若干回答数に開きがございますので、全て載せさせていただきます。3つを見ていくと、状況として見えてくるのは、1週間、7日全部活動している部活動が3分の1強、1日は休みがあるけれども、6日間行っているという部活が3分の1弱あるかなというところだと考えられます。

続いて、朝練習の日数です。月曜日から金曜日ですので、5日間全部やっているという部活が15%前後ある状況です。また、朝練はないという部活動、0日というところですが、20%弱あることがわかります。

そして、部活動が楽しい、必要である、役立つと感じている生徒・保護者の割合は、ここに書いてあるように非常に高い数字が出ております。ただ、部活動検討委員会のメンバーでは、95%楽しいと言っているからいいねということではなくて、5%の子どもが楽しくないと言っている、そういう裏の部分の数字というか、そこに着目しながら、そこも大切に考えながら検討していこうということを初めに確認いたしました。

活動日数が多過ぎると感じている生徒が45%、保護者が39%。1日の活動時間が長過ぎると感じている生徒は34%、保護者は27%ということがわかりました。

顧問として負担に感じる教員の割合です。「負担である」「少し負担である」、両方合わせますと、平日の活動を負担と感じている教員が59%、休日が66%、1人で顧問をすること、専門外の種目の指導をすることに負担を感じている教員が約60%ということで出ております。ただ、これは全体に対する割合ですので、専門外の種目を持っている顧問自体が約60%と考えると、専門外の種目を持っている顧問は間違いなく負担感を感じているということがわかります。

さらに、自由記述欄ですけれども、保護者の方に部活動でどんなことをお子さんに学んでほしいと思うかという質問をしたところ、非常にたくさん書いていただきました。空欄の方はあまりいなくて、1つだけではなくて、たくさん枠の中に書いていただいたという形です。本当に多かったものは仲間の大切さであるとか、仲間と一緒にチームワークとか達成感とか感動を味わってほしいという方、それから忍耐力をつけてほしい、礼儀やマナーを身につけてほしいという、大きくその2つが多かった回答でした。

続きまして、14ページです。ケガの状況でございます。部活動によって肩や肘や腰や膝、いわゆる関節に故障を起こしたことがある生徒の割合です。運動部活動では33%ということで、運動部に所属している生徒の約3人に1人は故障経験があるという回答です。

続いて、保健室で手当てをしたケガの件数です。これは平成28年度1年間の保健室の記録からですけれども、運動部活動149件、それ以外のケガ、これは美術部が手をケガしたというものだったかと思うのですが、合わせて150件となります。保健室は長期休業中あいておりませんので、そういう意味では、平均するとほぼ1日に1人ぐらいの割合で部活動のケガを手当てしたという記録になるかと思えます。

続いて、医療機関に通院した件数です。これはスポーツ振興センターの災害報告書から読み取りましたので、ある程度の金額以上のものという形にはなるかと思えますが、全部で161件、学校のケガの通院件数の約半数が部活動によるケガということになります。

長期間通院した例をその下に載せさせていただきました。

続きまして、15ページです。検討委員会の委員の中に整形外科医師に参加していただいております、海老名市産業医でもある山田委員に時間をとっていただいて、医学的な部分で見解と提言をしていただきました。かいつまんでお話をしますと、中学生のオーバーユース（使い過ぎ）症候群の障害をご自分の医院でしばしば診ることがあるということで、休みをとったりしてきちんと回復しないとという話をしても、なかなかそれが実行されにくいということを日々感じていられるということです。私自身も、お話を聞いて、そうなのかと恥ずかしながら思ったところですが、中学生の体は大人の体とは違う特徴があって、まず成長期は骨が先に伸びて、筋肉が数年遅れてついてくるので、骨が伸びて、常に筋肉が引っ張られている、大人とは違う体の状況があるということでもございました。そういうところから、大人と同じトレーニング方法等でやっていくと、そこに成長期特有の障害が出てくるということでもございます。丸の5つ目にも書いてあるのですが、成人のスポーツ選手でも、運動生理学的には週に1～2日の休養日をつくって回復する時間を与えたほうが、結果的には運動能力自体も向上して、よい成績を残せることは定説となっているということと、ましてや成長期の子どもにとっては、成長期のさまざまな障害を予防することや、発生してしまった障害をきちんとコントロールして、要するに将来に障害を残さないようにする必要があると強く思っているということでもございました。山田委員からの提言としては、やはり週に1日か2日の休息日、それから医療と部活の連携が大切だと考えるという見解でもございました。

以上をまとめまして、16ページです。海老名市部活動における課題の部分をもとめました。四角の上の最初の部分に、アンケートを見ていると、教職員は自分の時間をなげうって子どもたちとともに活動したり、苦楽をともにしている現状があって、それは本当に子どもたちにも保護者にも伝わっているの、「とても熱心に指導してくれている」「感謝している」という回答が多く見られたということは述べさせていただいております。ただ、だから課題をそのままにしてよいということではないと考えますので、次の5つの課題をまとめました。

1つ目は、海老名市としての部活動のねらいが明確でないということで、部活動のねらいは、国のガイドラインでも、学校ごと、部活動ごとということで書いてありますが、やはり市として部活動方針を策定するために、市としてのねらいが必要であるということ。それから、先ほども申し上げたように、休養日がほとんどない部活動があること。運動部活動におけるスポーツ障害の事例が多いこと。17ページになりますが、部活動の顧問をすることに負担を感じている教員が多いこと。保護者の部活動支援に対する考え方に大きな差異があることということで、課題を5つにまとめまして、それを解決していくための方法について検討委員会で話し合ってもらいました。その結果、18ページから、提言という形で、5つの課題に対する提言を行いました。四角の中でございます。

まず1つ目として、部活動のねらいについてでございます。全てがこのねらいに沿って行われていくというもので、これは重要な部分になると考えますので、少し長いのですがけれども、読み上げさせていただきます。「海老名市中学校部活動のねらい。部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである」。1つ目、「自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる」。2つ目、「同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んで関わり自分を発揮する力を育てる」。3つ目、「生涯にわたって、心と体の健康に関心をもち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる」。これからいろいろなことを話し合ったり、また今後も検討していく中で、常に海老名市中学校の部活動のねらいということに立ち返って考えていくことが大切と考えます。

続きまして、19ページです。活動日数と活動時間については、十分に時間をとって、約

半年間にわたって協議を続けてまいりました。提言としては、活動の日数及び時間についての規定として次の3つを掲げるといふものでございます。週1日の休養日を設定する。始業前の朝の活動は、週4日以内とする。夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。これは、海老名市は学校閉鎖日をつくっておりますので、そこを有効に活用しつつといふこととございます。

そして配慮事項として、土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定するといふこととございます。

これを市全体として実行していくための管理方法です。学校長は次の手順により、活動を管理する。顧問は月ごとの活動計画書を作成し、学校長が確認して許可をし、学校長から市教委に提出をいただくかなど。顧問は活動計画書を生徒・保護者に配付して周知する。学校長は3年間保管して、文書開示の請求がある場合にはそれに対応するといふこととございます。夏の大会が4日間続いたらどうするのですかという質問ももちろんございまして、例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については、それぞれの中学校長が、これはよいかどうかと判断するといふことではなく、中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとするといふことで、校長会のほうで部活動顧問と協議しながら、この例外等について協議を始めているところとございます。

続いて、20ページ、外部指導者の活用です。これまでも外部指導者という形で、先ほども今年度56名と申し上げましたが、多くの方に部活動にかかわっていただいて、成果を上げているところですが、平成29年度から国のほうで部活動指導員という制度が規定されましたので、それを導入してまいりたいと考えております。四角の中、部活動指導員についてです。学校の教育計画に基づいて、部活動において校長の監督を受けて、今までは外部指導者は練習の補助という形でしたが、そこにある顧問が行うような業務に従事することができるといふこととございます。2つ目として、単独で顧問を持つことができる。絶対に単独で持たなければいけないといふことではないのですが、単独で持つこともできる。ただし、その場合は校内にその部活の担当教諭を置く。これは国のほうでも定めているところとございます。市教委が規則等を定めて任用して、学校からの申請を受けて派遣を行います。市教委及び学校による事前研修、定期的な研修を受講するといふものでございます。

あわせて、これまでの外部指導者は、中には部活動指導員になられる方もいると思いますが、名前を部活動支援員ということで、指導員と支援員という呼び方に改めまして、これは今までどおり、原則として顧問とともに活動して、技術的な支援を中心に行うというものでございます。ただし、部活動指導員を数名配置したところで、顧問の負担感というのはなかなか軽減されるものではないというところから、学校長が認めた者と認めた場合に限り、例えば日曜日に、顧問はいないけれども、グラウンドで部活動支援員がついて練習を行うことができたり、練習試合等の引率を行うことができるというものを提言したいと思っております。これは市教委が名簿への登録を行って、学校からの申請を受けて派遣する形をとります。登録の前には事前説明会に参加をしていただきたいと考えております。

続いて、21ページです。医療との連携ということでございます。来年度から整形外科医師及びスポーツトレーナーにそれぞれの中学校を訪問していただく、そういう派遣を行いたいと考えております。整形外科医師には、成長期の体の仕組みやケガの対応や防止等について専門的な視点から講演を行っていただきたいと考えております。もちろん、顧問や外部指導者にも、その話を聞いて知識を持っていただきたいと思うのですが、子どもたちがそういう知識を持って、自分たちでコントロールできるということが大事だと考えておりますので、運動部の生徒は全員及び希望すれば運動部以外の生徒も受講できる。それから、希望すれば保護者も受講できるという形にしたいと思っております。

スポーツトレーナーについては、いろいろな種類のトレーナーがございますので、学校のニーズ等に合わせて派遣をしたいと思っております。この方たちには具体的なトレーニング方法や、ケガを予防するための方法を実際にやりながら教えていただきたいと考えております。

最後に、5番目の保護者の部活動支援についてですが、検討委員会でもいろいろと検討は行ったのですが、いろいろな課題もあったり、今はどのぐらい支援するのが望ましいかという考え方に大きな開きがございますので、これは今後も検討を続けていく必要があるという程度に協議としてはとどまったのですが、ただ、保護者への呼びかけは行いたいということで、この部活動方針が策定された場合には、そのリーフレットを作成して周知するのですが、その中に、保護者の方は、学校がやることだから知らないということではなくて、本当に温かく子どもと顧問と学校を支援していただきたいということと呼びかける文章を入れたいと考えております。

最後、22ページです。この2カ月余りですが、今後の周知と移行期間におけるスケジュールでございます。4月からの全面実施に向けて、2月、3月の2カ月間、試行を行いたいと思います。試行の対象は有馬中学校の全ての部活動及び中体連専門部長、先ほど申し上げた種目ごとの顧問の会が専門部というものでありまして、その代表の顧問の部活動、これは6校にばらばらにいるわけですがけれども、その専門部長の部活動において行ってみたいと考えています。

試行方法は、そこに書いてあるように、部活動方針にのっとって顧問が月間計画を作成して、校長が管理していくシステムを行って、この試行を受けて運用面での課題を明らかにして、わずか数カ月間ではございますが、4月に向けて工夫・改善を図っていききたいと考えております。

最後に、周知方法ですが、教職員への周知は職員会議で学校長が周知をする。保護者への周知はリーフレットを作成して、3月中旬には中学校1・2年生の保護者に配付をし、来年度からは入学後に中学校1年生に毎年配付をしていく。部活動の保護者会を全校やっておりますので、そこでも学校から説明をしていただく。あわせて、外部指導者への周知ですが、これは2月下旬に市教委から郵送にて周知をしていききたいと考えております。

報告書について、以上でございます。

○教育部長 今、報告書の説明を一通りさせていただきました。これを受けた海老名市部活動方針ですが、この報告書の中の18ページから21ページにかけての今後のあり方についての検討委員会でまとめた提言部分を海老名市部活動方針としてご決定いただければと考えております。これは改めて24ページから27ページ、4ページにわたってまとめさせていただきます。5本です。部活動のねらい、活動日数・活動時間、外部指導者の活用、医療との連携、そして保護者の部活動支援について、この5項目についてまとめたものを部活動方針として提案させていただきたいと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありました報告書、検討の状況について、また、この後、提言の部分として活動方針としての案が出されていますので、それについてご審議いただければと思います。先日、文部科学省のほうはガイドラインで2日間ということで、平日と土日をあわせて2日間という形なのでしょうか、そのようなものを出されたところでございますけれども、海老名市としては、ここで話し合ったものをまず数年やるということで、その後、常に改善しながら進めてまいりたいと思っているところござ

います。ただ、文部科学省がこれから指針を出そうというときに、海老名市としてはこの方針でということで、今思うところでございますけれども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○海野委員 外部指導者の活用について、今回すごく重きが置かれていると思うのですが、顧問の先生と部活動指導員と部活動支援員という言葉が今回出てきましたが、それぞれの先生の担当というか、役割と言いますか、どのように3つの担当の連携をとって、これから生徒たちの健康を害さないように部活動を運営していくか、どのように考えられているのか、お聞きしたいのですが。

○伊藤教育長 顧問の教員は顧問の教員で、あれですけれども、部活動指導員、部活動支援員ということで言葉が出ていますが、まずその違いをどのように考えているかということで、説明をお願いいたします。

○教育支援課長 部活動方針（案）の26ページをもとにご説明いたします。下のほうの部活動支援員につきましては、言い方がよいかどうかなのですが、顧問の部活動の活動のときのお手伝いをするというか、顧問と一緒に練習をしながら、あっちであの子たちのこういう活動を見てもらえますかとか、こちらで中学校1年生だけ集めて、こういうことを教えてもらえますかというような、1つ1つ顧問の指示のもとで、そのときそのときで手伝いをするというもので、一緒に相談するようなことはあるかもしれませんが、全体の計画を立てるとか、具体的な何かあったときの対応とかということは顧問がやっていくという形になるものでございます。

部活動指導員は、そこに書いてある丸の部分は今まで全て顧問がやってきたことでございますので、こういうことをやることができるということで、例えば、顧問がいて、部活動指導員がいるという部活もこれから出てこようかと思うのですが、その中で、どういう案分で役割分担をしていくかということは、指導員が例えば週に何日ぐらい来られるのかとか、その方の例えば教員経験があるかないとか、いろいろな部分でその部活その部活で変わってくるかなと考えております。それを規定することなく、もちろん校長先生の監督のもとでしっかりと決めていただいて、子どもたちがよりよく活動できるようにしていただければと思っているところです。

以上です。

○海野委員 この作成によって顧問の先生の負担をなくすことはとてもよいことだと思うのですが、指導員とか支援員の考えが顧問から外れないように、学校の方針を理解

していただいて、また生徒の状況を十分見きわめていただいた上で指導にあたっていただければということをご希望したいと思いますので、よろしくお願いします。

○松樹委員 今回こうやって中学校部活動のねらいという形の文章は、すごくよくできていると言ったら大変失礼ですけれども、私はわかりやすくてよいなという気がしております。また、先ほど教育長もおっしゃいましたように、国の基準、私も新聞報道でしか見ていないのですが、まだ決定はされていないようですけれども、でも、部活動というのは地域性だとか、その土地土地によって違うと思いますので、海老名市教育委員会として、しっかりとしたねらいを定めていくべきだと思っております。

質問したいのですが、今、海野委員さんからもありましたけれども、部活動指導員さんのところで、事前研修、定期的な研修と書いてあるのですが、この辺はどのように話し合われて、どのように考えられているか、お聞きをしたいのですが、お願いします。

○教育支援課長 これからも実際に4月までに研究は進めてまいりたいと思っておりますが、現時点で、まず事前研修については、それぞれの方の任用のしっかりとした部分をご説明するとともに、先ほど海野委員さんがおっしゃられたように、学校の教育活動の一環であるので、校長先生を中心に学校で定めている教育目標に沿って行うというところ等をしっかりとお伝えしたいと思っております。

その上で、定期的な研修、これは国でも定められているのですが、これについては、部活動指導員だけを集める研修も必要に応じてやっていくのですが、年間を通して教職員が受ける研修の中にも非常にこういう指導に生きるものがあると思っておりますので、例えば人権の研修であるとか、発達障害の子を含めて、特別な支援を必要とする子どもたちの対応のための研修であるとか、そういうものに極力参加していただきながらと考えています。

○松樹委員 今のお話を聞いていますと、私は部活動指導員と支援員さんって大きく違うのかなという気がしているのですね。あえて違うことによって、指導員さんは顧問の代わりになれる。でも、支援員さんは基本的には顧問の代わりにはなれませんという形なのだと思います。その辺で、よく研修だとか、もちろん心の面、課長が今おっしゃったような話もあると思っておりますので、この辺の研修等はしっかりとお願いしたいと思います。

また、部活動に入っている子どもたちが、指導員さんなのか支援員さんなのかというのは区別がつけづらかったりする場面もある。保護者にとってもそうなのだと思うのですが、目に見える形でというのは失礼なのかもしれないのですが、例えば登録証みたいなものの色が違う。それで支援員さんと指導員さんは違いますよと明確にするだとか、視覚的に

も、もちろん制度的にも違いますよということをつくったほうがよいのかなという気がしております。

あともう1点、指導員さんの研修の上の行で、「規則等を定めて任用し」という、その規則はこれからという形でしょうか。

○教育支援課長 これから策定させていただきます。

○伊藤教育長 これはライセンスみたいなのがあるのですか。規則を定めて、それによって、これだけの講習を受けたらそれになれるというので、それでライセンス、証明書みたいなのがあって、それになる。研修を受けるということはそうなのですけれども、それについてどう考えていますか。

○教育支援課長 ライセンスというか、任期はやはり1年で考えているのですが、実際の学校現場からすると、4つ研修を受けないと成れないと、それまで子どもたちが活動できなかったり、そういう部分はあると思いますので、こちらとしては、まず事前研修を受けて、もちろん各校長が面接をして、よく話をさせていただいた上で任用はしていきたいと思うのですが、ご意見をいただきながら、研修をいくつ受けたとかで、その時点で何とかしようという形でもよいかなとは思いますが。

○伊藤教育長 委員さんはどう思いますか。

○松樹委員 私は今教育長がおっしゃったようなのが一番よいのではないかと思います。いくつかカリキュラムをしっかりとこなした中で、例えば普通救命の資格を持っている。あれは半日でとれる話ですので。あとは指導経験があるだとかで少し違ったりだとか、そんなので少し段階をつくった中で、もちろん退職された教員の方々に、その辺はパスして、すぐなれますよという方もいれば、例えば、一市民と言ったら失礼ですが、学校経験がない方でも何時間かしっかりした研修を受ければ指導員さんになれますよという制度を確立してあげる。初年度はたぶんいきなり無理なのかもしれませんが、それを少しずつ確立していくような形がとればよいのかなという気がしているのですね。その辺は、まだもう1回検討委員会があるというので、またご意見を賜ってもよいと思いますし、そのほうがよいのではないかなという気がしております。

もう1点、要望でよろしいでしょうか。部活動の活動規定ですが、例外が出てきて、またこれも少し中身について話し合われるということですが、あくまでも規定がありますので、校長先生の共通理解というと頭の中の話だったり、ああ、そうだったよねというぐらいの話だったりしますので、なし崩しにならないような形の、本当に共通理解の中でやっ

ていただきたいのが1点。

あとは管理方法で、「顧問は、月ごとの活動計画書を作成する」と書いてあるのですが、顧問が独自に作成するのではなくて、今までもやってきているのだと思いますが、子どもたちと話し合いながらという形で、中には顧問の先生が独自につくっているなんていうお話も聞いたりするのですが、やはり子どもの主体性という形、自発的な活動ですので、活動計画書を作成するに当たり、その辺は子どもたちと話し合いながらとか、意見を取り入れながら、また指導しながらという形で活動計画書をつくっていただきたいと思っておりますので、この2点は要望とさせていただければと思います。あとはありません。

○伊藤教育長 よろしいですか。要望という形で、また検討委員会にも伝えていただければと思います。

○平井委員 海老名市はいち早く部活動検討委員会を立ち上げて、近隣の市からも相当注目を浴びたかと思うのですね。新聞にも大きく取り上げられましたし、やはり注目にはなっているのかなと思います。何回か検討委員会を設けて、今回このような方針が出されたということはよかったなと思います。1つ1つを見ていくと、方針として出されてはいますけれども、今出ているように、間々で見えていかなければいけないことがたくさんあります。例えば、指導員のことについても今出ましたけれども、計画について、それから支援員についても、私の中で、「学校外での活動・練習試合等の引率指導を行う」ということがあるのですが、事故があったときの監督責任等はどうなっているのだろうかというふうに、1つ1つの役割、また内容を見ていくと、これから詰めていかなければいけないことがたくさんあるような気がするのですね。ですから、今後それをどのようにしていくのか、検討委員会をさらに持っていくのか、それとも、また別の枠の中でその内容について話し合いをしていくのか。部活も1つ休養日を決めるのも大変だったかと思うのですね。部活の顧問の先生の思いがそれぞれだと思います。私も子どもを見てきて、本当に熱心にされている先生たちが多いのですから、休養日1日、2日とかと言ったら、「えっ」と驚かれる先生もいたのではないかと思いますけれども、海老名市として方針を出すからには、ある程度の目安は必要であるし、先生方にはこれに沿ってやっていただかなければいけないと思いますが、いろんな形で今後も打ち出されたものの詳細をぜひ話し合いをして、子どもたちがよりよい部活動ができるような方向で持っていただけたらいいなと思います。

○伊藤教育長 ありがとうございます。検討委員会のほうは検討委員会で、この報告書を

教育委員会に提出するというのが私の1つのねらいだったので、運用上のことは、今後、校長会と、また専門部、部活動の顧問の方々と協議をしながら、常に改善というか、見直しながら進めていく必要があると思いますので、それについては、平井委員ご指摘のように、やりながら、またいろんな課題だとか、その運用の部分はどうなるかという問題が出てくると思いますので、それを解決しながら進めていく必要があるだろうなと思っています。

○松樹委員 たびたびで申しわけありません。保護者への呼びかけですが、保護者の中でも部活動の捉え方が本当にさまざまです。本質を突いていないと言いますか、私の子ども頃はなんていう話をされる保護者の方もいますし、子どもたちの自主性でやっているとご理解されている方もいらっしゃいます。リーフレットを作成されるということですので、渡すだけではなく、説明の機会だとか、ここに少し書いてありますけれども、その辺が多くとられるとよいなと思ひまして、その辺も学校のほうにお願いして、しっかり説明してくださいという形をとっていただければと思います。

あと、今教育長がおっしゃったように、たぶん部活動検討委員会はこの報告書をつくって解散だと思うのですが、今までの教育委員会のほかの委員会の中で、部活動に特化して話し合いができる機関というのはなかったかと思うのです。それぞれがそれぞれの中で、いろんな話し合いがされてきただけだったと思うのですが、今後、今の平井委員さんのご意見ではないですけれども、結果で見直しなり改善なり出てきて、ああ、どうしようという形も出てきますので、1つ委員会なり、それかどこか今ある委員会にお願いして少しご意見を賜るような機構があってもよいのではないかなと思っていますので、その辺もご検討いただければと思っています。

以上です。

○伊藤教育長 海野委員さん、ほかにないですか。お子様方も海老名で部活動したと思うのですけれども。

○海野委員 今、松樹委員がおっしゃったように、これからの部活動は保護者のご協力がないと運営していけないと思うのですよね。ですから、保護者への呼びかけについてとか、保護者のご協力についてということで、これからも周知していただけるように、保護者会をもっと活発に運営できたらよいかなと願っております。

○伊藤教育長 実際、顧問と生徒がやって、支えていただく保護者の方がある程度共通認識のもとに立たないと、そこでさまざまな問題が起こってくるのがこれまででしたので、

これは海老名市教育委員会として出したいと私は思いますので、海老名市教育委員会は部活動をこのように考えます、今年度からこのように進めますということを全保護者に渡して、部活動顧問会とか保護者会もそうですけれども、新年度に入ると学年の説明会であるのですよ。そこにはかなり多くの保護者がいらっしゃいますので、そういう場で、まず学校で説明をしてもらうというのも1つの手かなと思います。こういう基本的な考え方で部活動を行っていますと。そうすると、いろんなことを保護者から言われても、我々はこのような考え方でやっていますのでと言えるかなと思います。

○松樹委員 先ほどちらっと申しましたけれども、保護者の中で、学校がやっているとか、何で保護者が手伝わなければいけないの、やってくれているのではないのと考えている保護者さんもいらっしゃいますので、本当に共通理解というのが大切な大前提の話だと思いますので、しっかりといろんな場面を通じてやっていただきたいと思います。

○平井委員 3月には文部科学省からのある程度の指針が出されるということなので、今回海老名市として出しますけれども、そういうところも見据えて、今後実施していく中で、変えなければいけないようなところはある程度また検討していく必要はあるのかなと思いますので、そういう視点で今後この運用をしていっていただけたらよいなと思います。

○伊藤教育長 事務局というか、委員会のほうもそうですけれども、常に改善しながら、見直しをかけながら、それを進めたいと思います。ただ、この後、文部科学省は、それを受けて各市町村教委等で決めてくださいということらしいのですよ。それだと、簡単に言えば、春まで待って、またこれを検討すると、1年以上かかって次ということになりますので、そういう意味では、海老名市としてはこの方針でまずは進みたいと考えております。ただ、見直しは常に図ってまいりたいと考えます。

それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第2号を採決いたします。

この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。さまざまな意見がありましたので、それらを踏まえて、海老名市部活動方針としたいと思います。日程第2、議案第2号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第3、議案第3号、海老名市立図書館指定管理者制度の

継続についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料の28ページです。議案第3号、海老名市立図書館指定管理者制度の継続についてでございます。

本案は、別紙のとおり、来年度で海老名市立図書館の指定管理者が5年目の最終年度を迎えます。それに当たりまして、この後も施設の効果的・効率的な運用を達成するため、指定管理者による運営としたいため、議決を求めるものでございます。

それでは、説明は29ページ以降の資料で行いたいと思います。

まず、29ページです。海老名市立図書館につきましては、平成26年度から指定管理者制度を導入しまして、民間事業者による管理運営を実施しております。今申したとおり、平成30年度が指定管理の最終年度となることから、教育委員会では、このたび制度の導入及び運用実績による効果と課題の検証を実施しましたので、その結果を報告いたします。あわせて、現指定期間終了後におきましても、施設の有効活用、効率的な運用を図るため、指定管理者制度による運用を継続したいと考えております。

まず初めに、1番です。指定管理者制度導入までの経緯でございます。直営から業務委託となっております。海老名市の行政として、指定管理者制度というものを平成18年度から導入いたしました。図書館におきましては、平成22年度までは市の直営でございました。平成23年度から平成25年度においては業務委託を行いましたが、その期間中、新たな図書館のあり方について方向性を検討、決定しまして、平成26年度から指定管理者制度を導入したものでございます。

(2)です。これまでの図書館におきましては、近隣図書館と比較しましても利用率が伸び悩んでおりました。また、施設の老朽化ですとか学校図書室のさらなる有効活用につきましても課題となっております。そこで、指定管理者制度を導入しまして、民間事業者のノウハウ、アイデアを活用して図書館サービスの向上と新たな付加価値機能の提供を図ることといたしました。

現在の指定管理の概要でございますが、◆の1つ目、指定管理者につきましてはCCC・TRC共同事業体でございます。指定期間は、先ほど申し上げたとおり、平成26年4月1日から31年3月31日までの5年間でございます。そのほか、管理料ですとか事業者提案によるサービスにつきましては記載のとおりでございます。後ほどご確認いただければと思います。

30ページです。制度導入、また運用の実績による効果と課題の検証でございます。表の上ですけれども、直営や業務委託時にはなかったサービスが多数提供されたことによりまして、来館者数の大幅な増加につながりました。また、小中学校の学校図書館の支援によりまして、児童生徒にとっても図書館が利用しやすくなりまして、指定管理者制度の導入効果はあったものと考えております。

個別の検討結果です。表になりますが、5項目について検討をさせていただいております。まず1つ目、施設の必要性です。①のサービス需要や効果です。指定管理導入前後を比較すると、貸出者数、貸出冊数とも増加しています。それから、学校図書館についても支援がスタートしましたので、学校図書室の貸出冊数も大幅に増加いたしました。

②です。同種の施設サービスが民間事業者等による提供の有無、あるかないかということですが、海老名市内には同種の施設はありませんので、必要性としては認められると判断しております。

2つ目の施設の位置づけでございます。施設の設置目的・目標、役割です。図書館法におきまして、設置目的や役割について規定されております。第2条については、「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であるということを規定しております。

第3条として、図書館が行う事業でございますけれども、ここに書いてあります読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。第7号として、時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供することなどを規定しております。

31ページの一番上になりますけれども、このような目的・目標、役割については、十分に目的・目標を達成して、施設の役割も果たしていると判断しております。

3つ目、管理運営のあり方です。1つ目の専門性です。専門性におきましては、図書館業務に従事する者の50%以上は司書資格を保有しております。

2つ目の公平性・公益性でございます。図書館への来館が困難な利用者の方々へのサービスとして、無料宅配サービス、音訳資料の貸し出し、手話によるおはなし会等も実施しております。

③として個人情報の管理です。職員に対する研修を実施しまして、適切に管理をされていると思っております。よりまして、適切な管理運営が履行されていると判断しております。

す。

大きな4つ目です。利用者の満足度でございます。①の利用者数です。こちらは資料の34ページに資料1としてございますけれども、中央図書館と有馬図書館のそれぞれの来館者数、貸出者数、貸出冊数を記載させていただいております。来館者数につきましては、指定管理導入後しか把握できていないのですけれども、貸出者数、貸出冊数ともに、中央、有馬両館、指定管理導入前と後を比べますと、導入後、大きく伸びを示しております。そういった実績がございます。

31ページに戻っていただきまして、②の利用条件です。入館料その他資料の利用に対する対価は徴収しておりません。また、中央図書館リニューアルオープンに伴いまして、国内に住所があれば図書資料の貸し出しは大丈夫ということにいたしました。

③サービスの提供内容です。こちらは事業につきまして、海老名市立図書館条例施行規則第3条と第4条で規定されているのですが、この規定に基づきまして適切に提供されていると考えております。

④です。利用者の意見・要望に対する運営の柔軟性です。こちらは意見や要望を受けて、運用の改善とか実施事業のテーマの設定なども行っています。こちらは「行ってきた」と書いてありますけれども、これは現在も継続的に実施しております。

⑤です。施設の魅力を引き出す企画力は、多様なイベントが実施されまして、これまでの図書館にないユニークな企画もありました。

これらによりまして利用者数は大幅に増えまして、図書館資料の閲覧、貸し出しにとどまらず、新たなサービスが多数提供されておりました。多くの利用者に満足いただいております。参考として、平成28年度、平成29年度のアンケート結果でございますけれども、両館につきましての満足度、大いに満足、または満足であるというパーセンテージは、中央図書館、有馬図書館、平成28年度それぞれ78.9%、74.8%、平成29年度は中央図書館78.2%、有馬図書館では77.1%の方に満足・大いに満足というご感想をいただいております。

ページをめくっていただきまして、32ページ、5項目め、運営の効率性です。1つ目の経費の削減、費用対効果でございます。これは制度の導入によりましてサービス内容が大きく拡大されました。開館時間の拡大、管理スペースの増加、こちらは地下とか3階、4階のスペースも図書館として機能させております。それから、学校図書館の支援、システムの入替え等もありました。表向きの金額ということだけを見ますと増加はいたしまし

たけれども、募集時に掲げた「既存の図書館の枠にとらわれず、市民のための新たな図書館づくり」については大きく前進したと考えております。

②施設機能、民間能力の活用状況です。土・日・祝日はもちろんのこと、平日も多くの利用者でにぎわっています。また、図書館の魅力や多様性を示した実績は、民間事業者ならではのものと考えております。

以上から、図書館の魅力を十分に引き出して有効な施設活用が図られていると判断しております。

今後のスケジュール（案）でございますけれども、まずは本日の定例教育委員会でこの継続についてご決定いただきましたら、記載のとおりの手順を踏みまして、できれば新年度、年度明けの9月には指定管理者の選定の議案を上程してまいりたいと考えております。

4つ目、指定管理者による主な運営状況です。(1)中央図書館リニューアルオープンです。こちらは平成26年12月から27年9月まで大規模改修工事を実施しまして、地下1階から地上4階のキッズフロアまで、全館を図書館として改修する内容の工事を実施いたしました。「フロア」と書いてある表で改修前と改修後になっています。このように全てのフロアを図書館としてご利用いただいております。

33ページが一番上の改修ポイント。館内のWi-Fiの接続可、1階から4階の直通エレベーター設置、学習席の増設等、記載のとおりでございます。

(2)リニューアルオープン当時の状況となっておりますけれども、リニューアルオープンしたのは中央図書館だけですが、両方ともが正式にスタートしたといった意味で表記をさせていただきます。利用者からの主なご意見といたしましては、中央図書館のほうでは、館内がきれいで居心地がよい、蔵書も多く満足。夜の9時まで開館されている図書館はあまりない。一方で、新刊書の購入は少ないようで、新刊書はかなり待たないと借りられませんというご感想もいただいております。

有馬図書館です。2つ目のポチですけれども、とても静かで、貸し出しの人がとても優しく、おもしろい本や勉強になる本がいっぱいある。本を探しやすい、静かで気持ちよいなどのご感想をいただいております。

(3)、さらに1年が経過しまして、利用者からのご意見、ご感想を真摯に受けとめながら改善を重ねてきました。来館者数も増加しております。それから、貸し出し業務にとどまらず、さまざまなイベントを実施しまして多様なサービスを提供しているという状況が

ございます。

34ページ、35ページにつきましては、先ほど来館者数、貸出冊数については少し触れましても、資料を提示させていただいております。

34ページ、(4)学校図書館支援の実施状況は、環境整備、展示・広報活動、読書支援、授業支援・学習支援など、さまざまな面から充実を図っております。

以上が概要でございますが、あわせて、指定管理者制度の継続につきましては、図書館協議会の役割も担っています社会教育委員会議というところがございますので、その中でもその継続についてご協議をいただいております。こちらの概要と結果については所管の課長から説明をさせていただきます。

○伊藤教育長 それでは、海老名市社会教育委員会議の結果ということで、学び支援課長からお願いします。

○学び支援課長 それでは、社会教育委員会議についての状況をご報告させていただきます。

社会教育委員会議は、先ほど部長が申しあげましたように、図書館協議会の機能も有しているということで、今年度これまで4回開催した会議におきまして、図書館を議題として委員の皆様さまにさまざまなご意見等をいただきました。その内容を報告させていただきます。

第1回は6月9日に開催されました。今年度の図書館が実施する事業計画についての説明をさせていただきました。第2回は11月10日に開催し、事務局より図書館の運営状況について、また指定管理者制度を導入した経過、導入後の新たな取り組みの紹介、これまで利用者から寄せられた意見、利用者数、貸出冊数などの推移を説明いたしました。さらに、指定管理者制度導入の成果、運用実績による効果、課題の検証についても説明させていただきました。第3回は11月28日に開催しました。この第3回では、中央図書館、有馬図書館、両館長より、10月に実施しました利用者アンケートの結果、課題の対応状況などについて報告させていただきました。第4回は昨年12月22日に開催し、これまでの議論を踏まえまして、社会教育委員会議として今後の図書館の管理方法の方向性についてご決定いただくようお願いをいたしました。

その結果をまとめたものをお手元に配付させていただいておりますので、ごらんいただけたらと思います。第4回社会教育委員会議の結果でございます。第4回社会教育委員会議では、議事としまして、海老名市立図書館について、指定管理者制度を継続するか、社

会教育委員会議としてのご意見をまとめていただくようお願いいたしました。委員の皆様からは、指定管理者制度導入について、大変よくなったとの評価をいただきました。なお、意見としまして、記載してございますが、指定管理者制度でうまくいっていると感じている。また、図書館がよい雰囲気になった。小学校の図書室がすごくさま変わりしたことを評価したいなど、記載にあるようなご意見をいただきました。これらご意見をいただいた後に、議長から、図書館協議会の役割を兼ねる社会教育委員会議として、海老名市立図書館は次期も指定管理者制度を継続することが望ましい、その旨、意見を述べてよろしいかと諮っていただいたところ、出席者全員から承認をいただきました。

以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、指定管理者の継続について、結果としては評価となると現行の指定管理者の評価ということに触れるところがあるのですけれども、今回はそういう趣旨ではなくて、図書館の管理の制度をそのまま指定管理者という方法で継続することについて今提案があったところでございます。あわせて、図書館運営協議会の役割を兼ねている社会教育委員会議からの意見についても、教育委員会に意見が出されたところでございますので、それらを踏まえて皆さんのほうでご審議いただきたいと思っております。ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

来年度5年目なので、そんなに経ったかなと私なんかは正直なところ思って、でも、ここで方針を年度内に決めておかないと、新年度に入ると、またその先を見越して審議をしなければいけませんので、そのためには、まずその制度をどうするかということは方向性として出していきたいと思うのですね。この後、スケジュールにもあるように、その制度をするにしても、この募集の方針みたいなのをまた改めて教育委員さん方に決めていただきたいというか、提案について協議いただきたいと思うのですけれども、まずはその継続についてということでございます。

○海野委員 指定管理者制度になってもうすぐ5年ということですが、指定管理者制度を導入する前から、海老名市の図書館が変わるということで、市民の皆さんがすごく興味を持つというか、図書館に対して関心が持ち上がっていたので、指定管理者になったら内容がどのようになるのか、すごく楽しみだと。若い人からお年寄りまで、図書館がどのようになるのか、また、海老名市の図書館が変わることによって、海老名市の文化面がすごく充実されるということで楽しみがあったと思うのですね。それで、このようにオープンしたことによって大勢の方が図書館を利用されるようになったということは、指定管

理者制度を導入してよかったかなという私なりの感想です。

また、小学校、中学校の図書館が、司書の方が来られることによってきれいになって、それだけ利用者が上がったということで、うちの孫もそうですけれども、図書委員になりたいという希望者がすごく多いんですって。じゃんけんでなかなか勝てないと。それだけ子どもたちが図書館に魅力を感じるようになったのかなと、すごく感じました。ですから、今後もし指定管理者制度が続くのであれば、もう少し内容を精査しながら続けていければよいかなと思います。私なりの感想としては、ミニギャラリーとか、そういうのが図書館内にできたらよいかなというのが今後の希望です。

以上です。

○伊藤教育長 お孫さんが図書委員になりたいと。要するに、運営の手法でございますので、私もこの職でそれを経験しましたけれども、さまざまなお考えがあると思うのですね。先ほどの例では、直営のほうが運用がよいのではないかとか、業務委託という形でのよいのか、指定管理者という方法がよいのか。全国各地で今さまざまな方法がとられているのが実際です。海老名市が始めたころには指定管理者制度はあまりないですが、その後、この何年間で指定管理者制度がだいぶ増えてきた状況でもあるし、それぞれのメリット、デメリットは実際あるかなと思います。ただ、海老名市の状況の中で、指定管理者に踏み切ったということがありますので、今回については、その継続についていかがですかということでご意見を伺っているところでございます。決定のときになると、今もう既にスタートしていますので、その継続について、海野委員さんからミニギャラリーということで、これは個人的な意見ですね。方法にしても、それでも進化していく必要はあると思うのですね。そういうのは十分わかる。私の実感として、改善して、改善して、ここも改善、改善ということで、現指定管理については、対応は十分してきたかなと思います。でも、まだまだの部分があるかなというのは実際のところでございますけれども、どうですかね。松樹委員さんから何かご意見はありますか。

○松樹委員 皆さんおっしゃったように、もう5年たったのかなと。リニューアルオープンがありましたので、少し時間が短かったかもしれません。社会教育委員さんのご意見にもありましたけれども、学校図書館が本当に変わったというのは行って目に見えてわかるような形ですし、先生に聞いても図書館へ行く率が増えたと。本当に子供たちが学校図書館に行きやすいといえますか、子どもたちにそういう環境をつくってくれているのも、直営ではなくて民間能力の活用、あとスピーディーというのがあるかと思うのですね。昨年

は私の団体でやっていたところで本の寄贈をさせていただいたのですが、寄贈させていただいて4日後、5日後ぐらいに学校図書館に行ったら本が入っているような状況でもありましたので、そのスピーディーさだとか、きめ細やかさとかというのは、やはり民間ノウハウ、知恵をおかりしてという形だと思います。私は指定管理者制度を継続した方が良いと思っております。

そこで今後重要になってくるのが、今後のスケジュールにも書いてありますけれども、2月9日、導入方針というのが非常に重要になってくるのではないかなという気がします。海老名市として、中央図書館と有馬図書館と学校図書館でどういう図書館をどうつくっていくのか、そのネットワークをどうしていくのかというしっかりした方針を打ち出した中で、指定管理業者さんが応募してきて、プロポーザルになるかどうなるか、また今後の話し合いだと思いますけれども、来月に予定をしております導入方針の決定が非常に重要な話なのではないかなと思います。この議案は指定管理者制度の継続についてということなので、私は継続した方が良いと思っております。

以上です。

○平井委員 もうここまで広がって、市民の思いも強く、こういうふうな形で利用者も多い中では、指定管理者でやっていく必要はあるのかなというふうには思います。ただ、中身的なもの、社会教育委員さんの中にもいらっしゃいましたけれども、やはり課題はあるのではないかなというところもありますし、表面的にというか、ここに出ているような管理がされているとか、利用者が多いとか、そういう部分で多く見えるものがあるのですが、金額的なものとか、収支報告書の件とか、職員の研修はどうなっているのだろうかとか、チェック機能はどうなのだろうかとか、運営上の取り組み、年度ごとにどういう目的を持って5年間やっているのだろうかとか、そういうもろもろのものが少し見えにくいところはあるのかなというところがあるのですね。何を取り組んできたのかなと。アンケートを見させていただいても、50%に満たないところが、16、17で同じようなところが重なっているのですね。ですから、そういうところも見てくると、指定管理の中で、どういうふうな感じでこの運営をしてきたのかなという運営のほうの業者の意図が少し酌めないところもありますので、そのようなところも今後見ていかないと、ただ一方的に指定管理でということではなくて、どういう目的で平成26年、平成27年、平成28年、平成29年とやってきたのか、年度の目標があると思うのですね。そういうところも今後出していただいで、市民に沿った、よりよい図書館運営をしていただくといいかなと思います。

だ預ければよいというものではないのではないかなと。そういうところも私たちが少し見ていく必要はあるのかなと思います。

○伊藤教育長 そのようなご意見をいただいたのですけれども、平井委員さん、でも継続についてはもう戻れないと考えていますか。

○平井委員 はい、継続はした方がよいと思います。ただ、課題については、これからまた募集をかけていくわけですから、そのところで細かいものは入れていかなければいけないと思いますけれども、引き続きという形でよいと思います。

○伊藤教育長 今、3人の委員さんからそれぞれ意見が出されましたけれども、管理運営の方法として継続という形でよいのではないか。ただ、平井委員さんも言われましたように、さまざまな課題があるだろう。今後どのような方針で進めていくか。それで、今度リセットして、リセットという言葉が悪いのですけれども、管理方法は指定管理でも、再募集するわけですから、再募集の中でそれに合った指定管理を希望する業者の方々が応募してくる。どのような形でそれを投げかけていくか、その募集の導入の方針みたいなのはしっかりしたほうがよいかなということでございますでしょうかね。

それでは、ご意見を1人ずつ聞いて、本日は3人ですので、今回の議案第3号の指定管理者制度の継続については可決するというご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第3号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会1月定例会を閉会いたします。

本日の定例会は閉会いたしましたので、傍聴の方は退室をお願いいたします。